令和〇年（少）第〇〇号　触法事件（傷害致死罪）

令和〇年（少）第〇〇号　強制的措置許可申請事件

児童自立支援施設装置を求める意見書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　少年部　御中

上記少年の頭書事件について、付添人の意見は以下のとおりである。

少年　〇〇　〇　〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　付添人弁護士　　福岡　九州男

**第１　処遇に対する意見**

１　少年に対する処遇は、児童自立支援施設に送致するのが相当であると思料する。ただし、強制措置は必要ないと考える。

２　施設選択にあたっては、★を選択すべきものと思料する。

**第２　非行事実について**

　　　少年は、実母に対して暴行を加え、その結果、実母を死に至らしめた。非行事実について、争いはない。

**第３　少年の要保護性について**

**１　少年の性格、性向について**

　　(1)　少年は、従前、学校や地域では誰もが認める素直で明るく元気な子であり、学校や地域で大きなトラブルもなく、友達に暴力を振るうこともなかった。また、普段は、家族思いであり、特に妹をよくかわいがった。

　　(2)　しかし、少年は、トラブルが起きた際、家族に対して、父親から引き継いだ暴力的性向が見られた。

少年の父親は、失業してから暴力をもって家族を支配していた。その結果、少年の両親は離婚に至り、母親は、アルコール依存となって子供たちの育児放棄の状態に陥った。少年は、父親が失業する前の仲が良かった家族の思い出が強く、それとかけ離れた現状は母親の責任と考えるようになり、母親に対して、父親が行っていたように暴力を振るい、母親に家事をやらせるようになっていった。

母親に向かう暴力的傾向は、長女や次女にも向かい、姉妹が誤った言動や行動をとった際、暴力に及ぶことがしばしばあった。そのため、少年は自らが受けてきた父親の暴力で物事を解決するという性向をいつの間にか受け継いでいたものと考えられる。

**２　本件の動機**

本件事件当時、妹は、保育園入園しており、事件当日は、実母が妹を迎えに行くことになっていた。少年は、妹が帰宅していることを楽しみにして学校から帰宅したところ、実母は体調不良を理由に迎えに行かずに家で寝ていた。そのことが、少年の怒りを爆発させた。

少年は、体調不良は言い訳であり、単に酒の飲みすぎだと考え、無理やりにでも妹を迎えに行かせようとした。そこで、実母に殴る蹴るの暴行を加えて実母の反省を促そうとしたのである。その結果、本件に至った。

**３　本件に対する少年自身の反省、捉え方**

少年は、当初から事件の内容について正直に述べてきた。

そして、なぜ暴力に至ったのかについて少年は、当初は、それが実母に反省を促す唯一の方法だと考えたと述べていた。付添人は、調査官と話したり、鑑別技官の意見を聞く中で、少年のその誤った認知を正すことが少年の更生に不可欠であると考え、少年との面会を続けた。そうした中で、少年は、暴力の残忍性や人を傷つけ人格否定の行為であることを自分の言葉で表現できるようになった。また、自身の行動が父親の模倣から始まったことも認識した。そして、今後、思い通りにならないことに直面した時も、暴力に訴えるのではなく、まずは自分自身を落ち着かせたうえ、周囲の大人に相談するなどして暴力以外の解決方法を考えていけるようになりたいと考えを整理するに至った。こうして少年は、暴力に訴えることの誤りを学び、二度と暴力を振るわないことを深く誓っている。

**４　少年の社会資源**

少年には親族として、父方の両親・兄弟がいる。

就学先の教員も、皆、少年に同情的であり、審判にも出席し学校での受け入れを約束してくれている。

**５　地域住民の声について**

　　　少年が住む地域の住民は、被害者である実母の言動をよく知り、実母の育児放棄の実態もよく把握しており、そうした劣悪な環境の下でも、健気に明るく妹を可愛がりながら頑張って生きてきた少年に対して好意的である。

**６　施設選択の根拠**

　　(1)　残念ながら、現在、少年を引き取って養育できる方はいない。このため、施設収容による処遇を考えざるを得ないと思う。

　　(2)　しかしながら、少年は、本件後、自身の暴力的性向に向き合い、本件の原因についても認識を深めるなど比較的落ち着いてきている。学校生活も休むことも無く、友人関係は良好であった。

調査段階において懸念されていたことは、自身の手で実母を殺めたという結果の重大さに直面することによって、自傷行為などの突発的な行動に出る恐れであるが、この期間中の働きかけにより、そうした危険性も薄いと考えられる。

したがって、強制措置は不要と考える。

(3)　そのうえで、地域住民の存在を鑑みると、少年をこのまま地域において矯正教育を施すことがより適切ではないかと考えられ、地元の児童自立支援施設に入園するのが適当であると考える。

以上